

平成30年度

市・県民税兼国民健康保険税 **申告** が始まります！

- ◆申告期間 2月16日(金)～3月15日(木)
- ◆受付時間 午前9時～11時30分・午後1時～4時
- ◆申告会場 市役所1階 正面玄関前プレハブ

注意！申告会場が変更になっています。

混雑を避けるために指定日を設けました。
申告期間終盤になりますと大変混み合いますので、指定日での申告にご協力ください。

<申告日程表>

受付指定日	指定区域	受付指定日	指定区域
2月16日(金)	野嵩、普天間、新城	3月2日(金)	我如古、長田、志真志
2月19日(月)		3月5日(月)	
2月20日(火)	喜友名、伊佐、大山	3月6日(火)	宜野湾、愛知、神山、赤道、上原
2月21日(水)		3月7日(水)	
2月22日(木)	真志喜、宇地泊、大謝名	3月8日(木)	指定日に申告できない方
2月23日(金)		3月9日(金)	
2月26日(月)	嘉数、真栄原、佐真下	3月11日(日)	指定日に申告できない方
2月27日(火)		3月12日(月)	
2月28日(水)	指定日に申告できない方	3月13日(火)	指定日に申告できない方
3月1日(木)		3月14日(水)	
期間終了間近はたいへん混雑しますので、申告はお早めに！		3月15日(木)	

※休日は閉庁ですが、3月11日(日)に限り申告受付を行います。
※例年2、3月は市役所駐車場が大変混み合いますので、できるだけ公共交通機関をご利用ください。

◆◆◆市・県民税の申告について◆◆◆

■市・県民税の申告が必要な方

平成30年1月1日現在宜野湾市に住所がある方で、平成29年中に収入があった方は申告してください。
また、収入がない方でも国民健康保険税、介護保険料などの減免や軽減を受ける方は申告が必要です。

※次に該当する方は市・県民税の申告をする必要がありません。

- ①所得税の確定申告書を、税務署または沖縄商工会議所へ提出される方
- ②確定申告を電子申告(イータックス)される方
- ③給与所得のみで、勤務先などから給与支払報告書が市役所へ提出されている方
- ④年金所得のみで、日本年金機構などから公的年金等の支払報告書が市役所に提出されている方
- ⑤前年は収入が無く、宜野湾市内の親族に扶養されている方(その扶養している親族が扶養控除対象として申告されていること)

※ただし、③、④に該当する方で医療費控除等の各種控除を受ける場合は申告が必要です。

※営業・不動産・農業収入を申告される方へお願い

帳簿および領収書の確認がありますので申告の際には持参してください。また、収支内訳書も事前に作成してください(書類不備の場合、申告受付ができません)。

※青色申告、住宅ローン控除の追加、不動産の譲渡(収用除く)、贈与・相続税に関する申告相談は税務署(申告期間中は沖縄商工会議所)で行ってください

■申告に必要なもの(必須)

- ・申告書・印鑑、
- ・マイナンバーカードまたは通知カード+顔写真付きの身分証明書

■申告に必要な書類など

- 給与所得者、公的年金所得者……源泉徴収票
 - 障害をお持ちの方……障害者手帳など
 - 営業所得者、不動産所得者……収支内訳書など
 - 学生の方……学生証
 - 国民健康保険・介護保険に加入の方……納付証明書
 - 生命保険料や地震保険料の控除証明書
 - 国民年金等に加入の方……社会保険料控除証明書
 - 医療費控除を受ける方は、昨年中に支払った医療費の領収書(申告前に合計額を計算し明細書を作成してください)
- 詳しくは市ホームページをご覧ください。

問合せ:税務課 市民税係 ☎893-4411 内線225~228